

日本の貿易信用からみるアフリカ諸国の債務と金融アクセス

東京外国語大学 出町 一恵

発展途上国の重債務問題は、82年のメキシコの支払い停止を期に広く知られるようになった。ラテンアメリカを中心とした商業借款については追加融資、繰延べ、債権の証券化などが行われる一方で、アフリカを中心とした重債務貧困国（HIPC）の公的債務については2003年以降、債務免除の取り扱いとなった。アフリカ諸国の債務問題については、商品価格の低迷や石油価格の上昇など、国際的な経済状況の動乱が理由として指摘されてきた。しかし、実際には債務は長い年月をかけて累積されており、債務返済が困難になる過程での要因は国ごとに異なる。

かねてより、重債務貧困国が抱えていた債務の少なくない部分が貿易信用であるということが諸々の報告書等で指摘されてきた。本研究では、2000年代に入って債務免除となった日本の対アフリカ諸国債権のうち、「非ODA債権」と延払いとなるような中長期の貿易信用の関心に焦点をあて、本来どのような債務関係であったものがパリクラブでの取り扱いとなり、後に債務免除に至ったのかをみながら、その過程が開発金融というアフリカ側にとっての金融アクセスにどのような意味を持ったのかについて考察する。

日本におけるアフリカとの民間および政府間の経済的関係をめぐる資料からは、戦後の外貨獲得・輸出振興を掲げる日本から、旧ポンド圏アフリカとして、また独立直後で新しい市場として期待が持たれるアフリカ諸国への民間投資があったことがうかがえる。その後、日本の貿易収支の黒字化や国際開発協力の在り方の議論の流れにより、先進国の貿易金融の在り方もサプライヤーズ・クレジットからバイヤーズ・クレジットへと移行する流れが見られた。しかし、アフリカ諸国に対する日本企業からの投融資のいくつかは、初期のプロジェクトが成就しないまま「保険事故」となり、債権が貿易保険に移った後も債務繰り延べを繰り返し、一部は1990年代に重債務貧困国の債務として扱われるのを待つ形となる。なお、初期の借款から複数回の債務繰り延べを経て債務免除に至るという点では、ODA 円借款のみを受けたアフリカ諸国も同様である。

多くのアフリカ債務国にとって、1970年代、80年代からの債務繰り延べと返済停止、重債務貧困国の取り扱いをめぐる議論を経て実際の債務免除が行われ、その後2000年代後半に入りアフリカ諸国政府による他国金融市場での国債（ユーロ債）の起債がみられるようになるまでの30年ほどの間は、官民ともに金融アクセスが極めて制限された状況にあったといえる。